

別表第1の3（第3条の2） 建築物移動等円滑化基準（共同住宅に限る。）

（平25規則68・追加 令元規則19・一部改正）

整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p> <p>ア 道等から住戸までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から住戸までの経路</p> <p>(2) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号の規定によることが困難である場合における移動等円滑化経路の規定の適用については、(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
2 駐車場	<p>車椅子使用者用駐車施設は、車椅子使用者用駐車施設から住戸までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。</p>
3 階段	<p>多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 両側に、別表第1の2の2の項(1)ア（ア）に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(2) 別表第1の2の6の項(1)イからカまでに定める構造とすること。ただし、令第18条第2項第5号イからトまで及び4の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合は、この限りでない。</p>
4 エレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 籠は、住戸がある階に停止すること。</p> <p>(2) 新築をする場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあっては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、</p>

籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。